

第8. 関連水道施設の整備

8.1. 仙台市

(1) 国見配水所の再整備

仙台市では共同浄水場の整備に伴い、国見浄水場の浄水機能は廃止し、国見配水所として再整備します。

現在、国見浄水場には高区配水池、低区第一配水池、低区第二配水池の3つの配水施設がありますが、これらのうち耐震性に課題のある高区配水池、低区第一配水池は更新する計画です。低区第二配水池は、耐震性については問題ないものの劣化補修が必要なため、改修工事を実施します。

(2) 浄水場の廃止

共同浄水場の整備が完了したのち、国見浄水場、中原浄水場、熊ヶ根浄水場は廃止します。

(3) 配水施設の廃止・統合

共同浄水場の同一水系において、以下の施設を水需要に合わせて段階的に廃止し水道施設の再構築を進めます。

- 赤坂高架水槽（令和6年度廃止）
- 国見第四配水所（令和15年度廃止）
- 吉成送水ポンプ場（廃止年度未定）
- 国見第二配水所（廃止年度未定）
- 中山第一配水所（廃止年度未定）
- 中山第二配水所（廃止年度未定）

8.2. 塩竈市

(1) 塩竈市単独送水管の整備

国見配水所の分岐施設以降、塩竈市単独で送水管を整備します。

また、共同浄水場から送水された浄水を市内へ配水するため梅の宮浄水場を廃止し、梅の宮配水所を整備します。

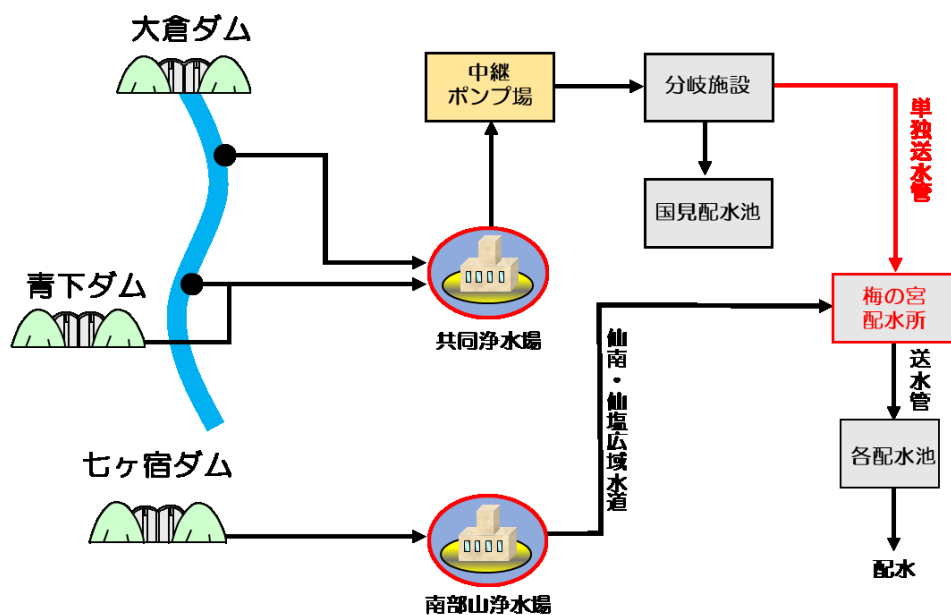


図 8-1 塩竈市単独送水管の整備イメージ

(2) 梅の宮浄水場の廃止

塩竈市では共同浄水場の整備に伴い、梅の宮浄水場及び塩竈市単独導水管は廃止します。

(3) 配水施設の廃止

共同浄水場の整備計画により、以下の施設を水需要に合わせて段階的に廃止し水道施設の再構築を進めます。

- 権現堂低区配水池（廃止年度未定）
- 青葉ヶ丘配水池（廃止年度未定）
- 浦戸石浜 1 号配水池（廃止年度未定）